

平成26年度 調査研究部会

解 散 し た 法 人 の 税 務

平成26年11月20日

関東信越税理士会 長岡支部
金山 岳

解 散 し た 法 人 の 税 務

1 解散と清算に係る会社法制

(1) 解散事由及び清算の開始原因

株式会社は、会社法 471 条に規定する 6 項目の解散の事由のいずれかに該当した場合に解散し、「合併」「破産」の場合を除き、会社法 475 条により清算しなければならない。

(定款で存続期間や解散事由を定めている例は少なく、また、会社法 824 条、833 条は会社の解散命令と解散の訴えに関する規定でこれらによる解散は稀である。)

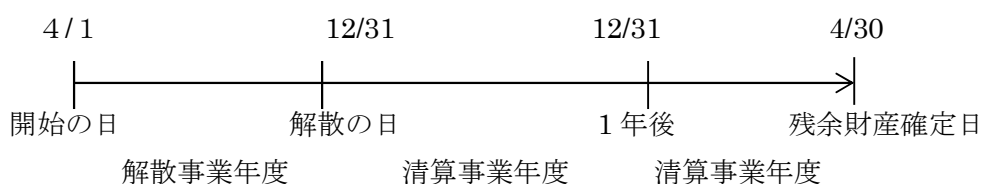
(2) 解散等した場合の事業年度

会社法上、株式会社が株主総会の決議により解散した場合は、解散の日の翌日から解散の日の(1年後の)応当日までが清算事務年度となる(会社法 494 条①)。法人税法上のいわゆる「清算事業年度」(条文上は「みなし事業年度」)は、会社法上の清算事務年度と一致させている。(会社法制定時に法人税法改正)

「破産手続きの開始決定」は、会社法上、解散事由に該当するが清算の対象外とされており、会社法 494 条の清算事務年度の適用はないことから、法人税法上の事業年度は解散等の事由により区々となる。

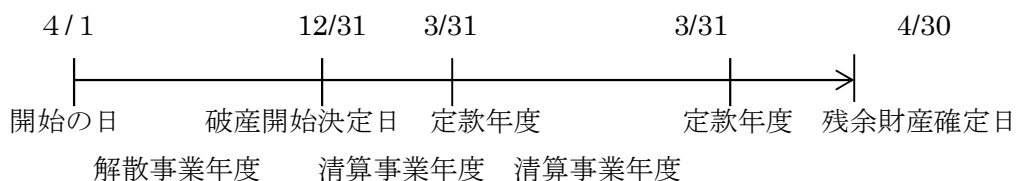
事由別の事業年度

清算手続



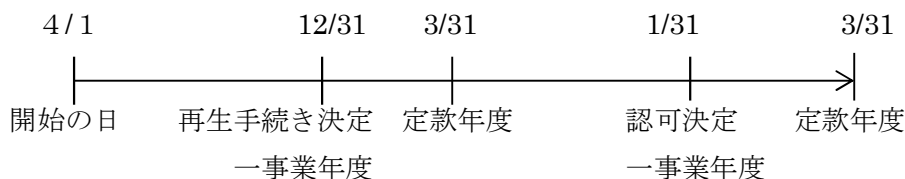
(特別清算の場合、解散の日以後に「特別清算開始命令」があっても清算事業年度が区切られることはない)

破産手続



(破産の場合は、清算事務年度の規定がないので、会社法施行前の旧商法時代の清算規定と同じ扱いである。)

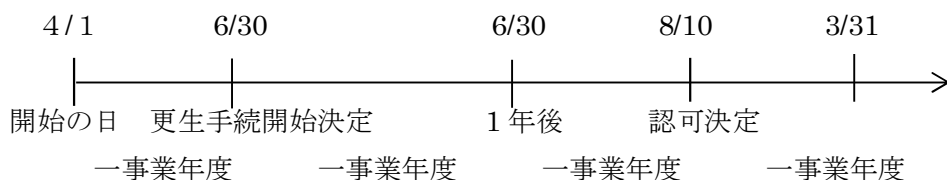
(参考) 民事再生手続 従来の事業年度が継続



(参考) 会社更生手続き 法基通 14-3-1

事業年度開始の日から更生手続き開始の日までが、1 事業年度となります。

更生手続き開始の日の翌日から更生計画認可の日までが 1 事業年度となりますが、法人税の規定では事業年度は 1 年を超えられないため、更生手続き開始の日の翌日から 1 年ごとに事業年度が区切られます。



- ◎ 破産手続きは会社法上、清算の開始原因ではないが、破産法が清算型の倒産手続きであることから法人税法も「清算事業年度」という。
- ◎ 民事再生法・会社更生法とも会社再建を目指すことから、「清算事業年度」の用語は用いないと考えられる。

(3) 解散決議から清算終了までの手続き等

別紙「解散決議から清算終了までの手続きの概要」参照

3 平成 22 年度の清算所得課税の改正

(1) 改正の趣旨

清算所得課税は、通常の所得課税とは異なり、税法上の調整項目は、寄付金、受取配当、還付税金に限定され、役員給与や、交際費などの社外流出項目については、その全額が清算所得の金額から控除されることとなっていた。清算中の法人の場合には、債権者や株主の関与度合いが高まり、分配や、引渡しを前提とした清算手続きの中で、これらの金額が多額に発生することが想定されていなかったからであると考えられている。

しかしながら、法形式上は解散したものの、通常の営業活動を継続する事例が散見され、このような場合には、課税の公平が保たれていないのではないかとの指摘があり、また、組織再編が活発に行われる場合には、解散の前後で課税関係が大き

く異ならないような制度が必要であるとの要望があった。

そこで、解散の前後で課税関係が整合的になるよう、かつ、大きく異ならないように清算所得課税を通常の所得課税方式に移行し、所要の措置が講じられた。

(2) 主な改正項目

- 財産課税方式から損益課税方式
- 残余財産分配予納申告が不要に
- 期限切れ欠損金の損金算入
- 最終事業年度の事業税の損金算入
- 完全支配関係がある子会社の場合の特例の創設

(3) 改正法の適用時期

この改正は、平成 22 年 10 月 1 日以後に解散若しくは、破産手続きの開始の決定が行われる場合、または同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税及び各連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、同日前に解散が行われた場合における法人の清算所得に対する法人税については従前どおりとされる。

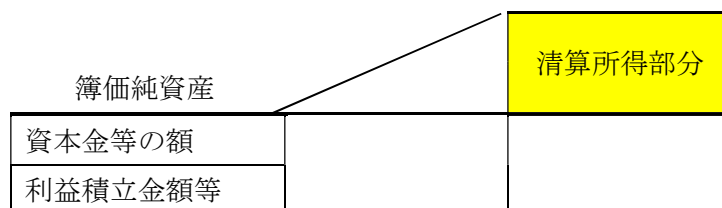
3 平成 22 年度の改正の内容

(1) 財産課税方式から損益課税方式

22 年度改正前法人税法では、清算中法人にあつては法 6 条において、各事業年度の所得については課税せず、清算所得について法人税を課税するとし、法 92 条（清算所得に対する法人税の課税標準）、93 条（解散による清算所得の金額の計算、財産法での計算を規定）を規定していたが、22 年度改正で削除となった。

イ 改正前の計算方法（財産課税方式（清算所得金額））

$$\text{清算所得金額} = \text{残余財産の価額} \\ - (\text{解散時の資本金等の額} + \text{解散時の利益積立金額等})$$



ロ 改正後の計算方法（損益法）

$$\text{所得金額} = \text{収益（益金）} - \text{費用（損金）}$$

清算中であっても普通事業年度における「各事業年度の所得金額」に対する課税に変更された。

(2) 残余財産分配予納申告が不要に

清算所得課税が廃止され、内国法人または協同組合に対しては、解散後も各事業年度の所得に対する法人税を課すこととなった（法法 5）ため、法法 92,93 条の他、清算所得課税関係の法人税法 110 条までが削除された。そのため、法 103 条で規定されていた残余財産の一部分配に係る予納申告は不要となった。

(3) 清算課税廃止の影響

財産法で清算所得を計算する場合、残余財産（資産－負債）がマイナスの場合、結果として清算所得は 0 となり、法人税は課税されなかったが、損益法の場合、債務免除を受けた場合、残余財産がない場合でも結果として法人税が課され、税負担が生じることがある。

(4) 期限切れ欠損金の損金算入制度の創設（法人税法 59 条）

(3) のような場合に対応するため、残余財産がないと見込まれる時には、所得の金額を限度として期限切れ欠損金を損金算入することにより、税額を生じさせないようにしたものである。

残余財産確定時 貸借対照表

資産	100	負債	190	
欠損金計	100			
内 青色	50			債務免除益 90
内 期限切	50	資本金	10	(190－100)

損益法の場合		財産法の場合
債務免除益	90	残余財産の価額
青色欠損金	50	$100 - 190 = \Delta 90$
課税所得	40	清算所得 = $\Delta 90 - \text{資本金 } 10$
期限切れ欠損金損金算入	40	$= \Delta 100$
差引所得	0	

イ 残余財産がないと見込まれる場合とは（意義）

この「期限切れ欠損金」の規定は、残余財産がないと見込まれる場合に適用できるが、残余財産がないと見込まれるかどうかは、その法人の清算中に終了する各事業年度終了の時点において、債務超過の状態にあることを時価（原則処分価額による。法基通12-3-9参照）ベースで作成した「実態貸借対照表」で説明することとなっている。

ロ 解散の場合の欠損金額の範囲

保存年限が既に到来している古い申告書が手元がない場合等は、申告書別表7で期限切れとなった控除未済欠損金額を確認することはできない。また、確認できる場合であっても、実務上その確認が煩雑なものとなる。そこで基本通達12-3-2で考え方を表している。

法第59条3項の規定の対象となる「いわゆる期限切れ欠損金」について、再度確認すると

- ① 控除されないまま期限切れになったものと期限内の欠損金で控除未済のもの合計額
- ② 前事業年度の別表5（一）におけるマイナスの利益積立金額の期末残高の絶対値

青色欠損金（法57条1項で損金算入）及び災害損失欠損金（法58条1項で損金算入）とは

期限内の欠損金で控除未済のもの
（別表7に残っているもの）

ハ 損金算入の順序

損金算入される金額は、最後事業年度の事業税の損金算入前の所得金額が限度となる。

まず、青色欠損金額及び災害損失欠損金額を控除し、次に、その控除後の所得の金額を期限切れ欠損金の損金算入限度額として、期限切れ欠損金を控除する。

更生手続き開始決定があった場合の損金算入額（法第59①）
再生手続き開始決定があった場合の損金算入額（法第59②）
「債務免除を受けた金額」

「役員等からの私財提供益の額」
「資産の評価替えによる益金の額に算入される額」
の合計額（債務免除益等の額）に達するまでの金額

解散した場合の期限切れ欠損金の損金算入の規定（法法 59③）を適用する前の所得については、上記のような制限規定は設けられていない。土地等や、在庫の処分による所得であっても、法人税法 59 条 3 項を適用できる。

ニ 適用要件及び宥恕規定

この措置は、確定申告書に期限切れ欠損金額に相当する金額の損金算入に関する明細の記載があり、かつ、残余財産がないと見込まれることを説明する書類の添付がある場合に限り適用される。（法法 59④、法規 26 の 6 三）

なお、税務署長は、上記の記載又は書類の添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その記載又は書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認められるときは、この措置を適用することができることとされている（法法 59④）。

（5）最終事業年度の事業税の損金算入

残余財産確定の日の属する事業年度に係る地方税法の規定による事業税の額は、当該事業年度の所得の計算上、損金の額に算入する。（法法 62 の 5 ⑤）

各事業年度の所得に対する事業税は、法人税法上は、現金主義的に納付した日の属する事業年度の損金の額に算入することとなっているが（法基通 9-5-2）、そうすると、最後事業年度の事業税については、損金算入の機会がなくなるので、例外的に、最後事業年度の損金の額に算入することとされている。

（6）完全支配関係のある法人からの欠損金の引継

完全支配関係があるグループ法人内の法人について、残余財産が確定した場合には、適格合併と同様に欠損金額が引継がれることとなった。

イ 欠損金引継とは 事例

親会社（A社）とその 100%子会社（B社）を前提。

子会社B社の残余財産が確定した場合、B社の残余財産確定の日（X日という。）の翌日（X+1日）前9年以内に開始した各事業年度（前7年以内事業年度）において生じた未処理欠損金がある時は、A社において、X+1日の属する事業年度以後の各事業年度における欠損金の繰越控除に関する制度の適用については、その前7年内事業年度において生じた未処理欠損金額は、A社の各事業年度において生じた欠損金額とみなす。

この場合、A社に引継がれる欠損金額は、その未処理欠損金額が生じたB社の事業年度開始の日の属するA社の事業年度において生じたものとみなされる。

- ロ 完全支配関係がある他の内国法人とは
ここでいう「完全支配関係にある」とは
①株主等である内国法人による完全支配関係 又は
②他の者との間に他の者による完全支配関係がある法人相互の関係 に限る。

- ハ 引継対象となる未処理欠損金額とは
残余財産が確定した他の内国法人の欠損金額で
含む 当該他の法人の欠損金額とみなされたもの
除く 既に損金算入されたもの
特定資本関係の成立時期等の関係からないものとされたもの
繰戻による還付を受けるべき金額の計算の基礎となったもの
要件
当該他の内国法人が、前9年内事業年度のうちその欠損金額の生じた事業年度について青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出していること

- ニ 引き継がれる欠損金額
残余財産が確定した他の内国法人に株主等が2以上ある時は、按分計算を行う。
未処理欠損金額を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（自己株式等は除く）の総数で除し、これに株主等である内国法人の有する当該他の内国法人の株式等の金額を乗じて計算した額

(7) 「残余財産の全部の分配又は引渡し」に係る譲渡損益

内国法人が、「残余財産の全部の分配又は引渡し」により、その有する資産の移転をするときは、その残余財産の確定の時の価額による譲渡をしたものとして、各事業年度の所得計算をする（法法 62 の 5①）。移転による譲渡に係る譲渡利益金額または譲渡損失金額は、その「残余財産の確定の日」の属する事業年度の所得の計算上、益金の額または損金の額に算入される（法法 62 の 5②）。

「残余財産の全部の分配又は引渡し」による資産の譲渡により生ずる譲渡損益は、通常の場合は、「実際の分配又は引渡しの日」の属する事業年度に計上される。しかし、清算の場合は、残余財産の確定の日でみなし事業年度が終了し（法法 14①二十一）、それ以後に申告することが前提とされていない。そこで、この譲渡損益を所得計算に反

映して課税関係を終結させるための便宜として、「残余財産の確定の日」の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額または損金の額に算入することとされている。

なお、残余財産の分配又は、引渡しは、この規定と平仄を合わせて、資本等取引の範囲に追加されており（法法 22⑤）、残余財産の分配又は引渡しの行為そのものは、損益に影響させないようになっている。

4 法人税の確定申告

(1) 事業年度

事業年度については1の(2)の通り。

(2) 申告期限

残余財産の確定した日の属する事業年度を除き、解散以前と同じ。また、事業年度終了の日から2ヶ月以内に決算が確定しない等の理由で1ヶ月の申告期限延長を受けている法人にあっては、申告期限は3ヶ月以内となる。（法法 75 の 2）

残余財産が確定した場合には、残余財産の確定日の属する事業年度の確定申告書の提出期限は、事業年度終了日の翌日から1ヶ月以内となる。但し、事業年度終了の翌日から1ヶ月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日までが申告期限となる。（法法 74②）

また、事業年度終了の日から2ヶ月以内に決算が確定しない等を理由とする提出期限の延長特例は、残余財産の確定日の属する事業年度においては適用されないことが明確になった。

(3) 残余財産の確定日

22 年度改正後においても、法令による定義、及び、関係当局による残余財産確定の日に関する通達等を出されていない。前出の法人税法 62 条の 5 に文言が見える。

倒産手続きである破産や特別清算で債務確定手続きを経た場合には、通常は債務の確定が資産の換価に先行するので資産の換価が終了した時点が残余財産の確定日と考えられる。

普通清算等の債務確定手続きを経ない場合には資産の換価と債務が確定（通常は弁済）した時点で残余財産の確定日になると考えられる。

(4) 解散事業年度に認められない規定等

特別償却、税額控除 は認められない。

解散事業年度内に資産を取得した場合、圧縮記帳は認められるものがあるが、資産の取得が後になる特別勘定の設定は認められない。

なお、清算事業年度においては、清算中という性格に鑑み、解散事業年度以上に税務

上の特例の一部は認められない。

解散事業年度、清算事業年度、残余財産の確定の日の属する事業年度のそれぞれの事業年度における税務項目の相違点は、「週刊税務通信 No.3165 (H23.5.30) のP 5 9」に掲載されている。

5 消費税の確定申告

消費税の納税義務は清算事業年度に入っても消滅しないことに留意する。

基準期間の課税売上高の額によっては、簡易課税を選択することも可能であり、課税事業者選択届の提出も可能である。清算中の状況を見極めて届出を提出するか否かの選択が重要となる。

例 清算中に資産の売却が発生する。(課税売上)

清算中に過去の売上債権の貸倒発生。(貸倒に係る消費税額の控除)

参考文献

財務省 H 2 2 年度 税制改正の解説

税務研究会出版局 「グループ法人税制の実務」 上西左大信

週刊税務通信 No.3140 (H22/11/22) No.3143、3145、3147、3150

No.3154、3158、3160、3165、3171、3174、3177、3181、3186

会社法 471 条 解散の事由

株式会社は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 定款で定めた存続期間の満了
- 二 定款で定めた解散事由の発生
- 三 株主総会の決議
- 四 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る）
- 五 破産手続き開始の決定
- 六 第 824 条 1 項又は第 833 条 1 項の規定による解散を命ずる裁判

会社法 475 条 清算の開始原因

株式会社は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。

- 一 解散した場合（第 471 条 4 号に掲げる事由によって解散した場合及び破産手続き開始の決定により解散した場合であって当該破産手続きが終了していない場合を除く）
- 二、三 省略（設立無効、株式移転無効）

会社法 494 条 貸借対照表の作成および保存

清算株式会社は、法務省令で定めるところにより、各清算事務年度（第 475 条各号に掲げる場合に該当することとなった日の翌日又はその後毎年その日に応答する日（応答する日がない場合にあっては、その前日）から始まる各 1 年の期間を言う。）に係る貸借対照表及び事務報告書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

2. 3 省略

法人税法 14 条（みなし事業年度）

次の各号に規定する法人（中略）が当該各号に掲げる場合に該当することとなった時は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなす。

- 一 内国法人（連結子法人を除く）が事業年度の中途において解散（合併による解散を除く）をした場合 その事業年度開始の日から解散の日までの期間及び解散の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間

（以下省略）

法人税基本通達 1-2-4 (解散、継続、合併または分割の日)

法第14条1項1号及び12号《みなし事業年度》の「解散の日」または、22号の「継続の日」とは、株主総会その他これに準ずる総会等において解散又は継続の日を定めたときは、その定めた日、解散又は継続の日を定めなかったときは、解散又は継続の決議の日、解散事由の発生により解散した場合には当該事由発生の日をいう。(以下略)

法人税基本通達1-2-9 (株式会社が解散した場合における清算中の事業年度)

株式会社が解散等(会社法475条各号《清算の開始原因》に掲げる場合をいう)をした場合における清算中の事業年度は、当該株式会社が定款で定めた事業年度にかかわらず、同法494条1項《貸借対照表等の作成および保存》に規定する清算事務年度になるのであるから留意する。

『逐条解説』

1 本通達は、株式会社が解散した場合の事業年度について留意的に明らかにしている。

旧商法下では、清算中の株式会社の計算期間について特段の規定は設けられていなかったが、会社法においては、清算中の株式会社は、各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならないこととされた。(会社法494) この「清算事務年度」とは、株式会社が解散等をした場合において、その解散等をした日の翌日又はその後毎年その日に応答する日から始まる各1年の期間をいうこととされている。(会社法494)

ところで、法人が事業年度の間において解散(合併による解散を除く。)をした場合、その事業年度開始の日の翌日から解散までの期間及び解散の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間をそれぞれ一つの事業年度とみなすこととされているが(法14-1)、ここでいう「事業年度終了の日」の「事業年度」とは、会社が定款で定めた事業年度をいうのか、会社法で定める清算事務年度をいうのか、疑問を持つ向きもあるようである。

2 この点、会社法の規定を踏まえ、平成18年度の税制改正により、法人税法上の事業年度の定義が「営業年度その他これに準ずる期間で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄付行為、規則若しくは規約に定めるもの」から「法人の財産及び損益の計算の単位となる期間で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄付行為、規則若しくは規約の定めるもの」に改められていることから(法13)、清算中の会社にあつては、「清算事務年度」が法人税法第13条に定める「法人の財産及び損益の計算の単位となる期間で、法令で定めるもの」に該当することとなる。

従って、法人が事業年度の間において解散(合併による解散を除く。)をした場合には、まず、法人が定款等で定めた事業年度開始の日から解散の日までの期間についてみなし事業年度が生じ、次に、解散の日の翌日から会社法上の清算事務年度終了の日までの期間に

ついてみなし事業年度が生じることとなる。

例えば、3月決算の法人が平成19年12月31日に解散し、清算株式会社となった場合には、その法人の事業年度は次のとおりとなる。

① 平成19年4月1日～同年12月31日：

事業年度開始の日から解散の日まで (法14一前段)

② 平成20年1月1日～同年12月31日：

解散の日の翌日からその事業年度(=清算事務年度：法13)終了の日まで(法14一後段)

本通達においては、これらのことを留意的に表している。

なお、破産手続開始の決定による解散の場合や持分会社が解散した場合にあっては、清算事務年度は定められていないことから、平成18年度改正前と同様に、会社が定款等に定めた事業年度を法人税法上の事業年度として、法人税法13条及び14条の規定が適用されることとなる。

法人税基本通達14-3-1 (更生会社等の事業年度)

更生会社等(会社更生法又は金融機関等の更生手続きの特例等に関する法律(以下「更生特例法」という。)の適用を受けている法人を言う。以下同じ。)の事業年度は、会社更生法第232条第2項〈事業年度の特例〉又は更生特例法第148条の2第2項若しくは第321条の2第2項〈事業年度の特例〉の規定により、更生計画認可の時(その時まで更生手続きが終了した時は、その終了の日)に終了するのであるが、この場合において、更生手続きの終了の日とは次に掲げる日を言うものとする。

一 更生手続き開始決定の取消の決定があった日

二 更生計画不認可の決定があった日

三 更生手続き廃止の決定があった日

(注) 省略

法人税法5条(内国法人の課税所得の範囲) 22年改正前

内国法人に対しては、各事業年度(連結事業年度に該当する期間は除く。)の所得について各事業年度の所得に対する法人税を、清算所得について清算所得に対する法人税を課する。

法人税法5条(内国法人の課税所得の範囲) 22年改正後

内国法人に対しては、各事業年度(連結事業年度に該当する期間は除く。)の所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する

法人税法六条（内国普通法人等の清算中の所得の非課税） 削除

内国法人である普通法人又は協同組合等の清算中に生じた各事業年度の所得については、前条の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。ただし、これらの法人で清算中のものが継続し又は合併により消滅した場合におけるその清算中に生じた各事業年度の所得については、この限りでない。

H21.11.27 裁決

解散による清算所得の金額の計算において、残余財産の価額から控除する利益積立金額等の金額がマイナスの場合には、これを零円として計算することはできないとした事例

平成21年11月27日裁決要旨

請求人は、利益積立金額等がマイナスの場合にその金額を零円として清算所得の金額を算定しないということは、過年度の損失であるマイナスの利益積立金に対し清算時に課税することといえ、これは、清算前の通常の事業年度でも課税しない損失に対して課税することを意味するものであり、また、資本金に対して課税することと同義であり、所得に対して課税するという法人税の根幹に反するものとなる旨主張する。

しかしながら、清算の過程で実現したいまだ課税されていない資産の含み益のうち、いわゆる累積欠損金に相当する金額について課税するかしないかは制度上の問題であり、現行法人税法上、清算所得の計算において解散の時ににおけるマイナスの利益積立金額を零円とする特段の規定は存在しないところ、この計算のもとで算出された清算所得の金額は、いわば法人が解散するまでに獲得した部分の金額でいまだ課税されていない資産の含み益にすぎないのであるから、この含み益には株主からの投下資本に相当する部分はないと解すべきであり、請求人の主張には理由がない。

法人税法59条（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）

3 内国法人が解散した場合において、残余財産がないと見込まれる時は、その清算中に終了する事業年度（前2項の規定の適用を受ける事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）前の各事業年度において生じた欠損金額（連結事業年度において生じた第81条の18第1項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に着せられる金額を加算した金額）を含む。）で政令で定めるものに相当する金額（当該相当金額がこの項及び第62条の5第5項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用年度の所得の金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）は、当該適用年度の

所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

解説

上記で第 62 条の 5 第 5 項とあるのは「内国法人の残余財産の確定の日の属する事業年度に係る地方税法の規定による事業税の額は、当該内国法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。」を意味する。

法人税基本通達 12-3-7 (残余財産がないと見込まれるかどうかの判定の時期)

法第 59 条第 3 項《解散した場合の期限切れ欠損金額の損金算入》に規定する「残余財産がないと見込まれる」かどうかの判定は、法人の清算中に終了する各事業年度終了の時の現況による。

法人税基本通達 12-3-8 (残余財産がないと見込まれることの意義)

解散した法人が当該事業年度終了の時ににおいて債務超過の状態にある時は、法第 59 条第 3 項《解散した場合の期限切れ欠損金額の損金算入》に規定する「残余財産がないと見込まれる時」に該当するのであるから留意する。

法人税基本通達 12-3-9 (残余財産がないと見込まれることを説明する書類)

規則第 26 条の 6 第 3 号《会社更生等により債務の免除を受けた金額等の明細等に関する書類》に定める「残余財産がないと見込まれることを説明する書類」には、例えば、法人の清算中に終了する各事業年度終了の時の実態貸借対照表（当該法人の有する資産及び負債の価額により作成される貸借対照表を言う。以下 12-3-9 において同じ）が該当する。

注 法人が実態貸借対照表を作成する場合における資産の価額は、当該事業年度終了の時のにおける処分価格によるのであるが、当該法人の解散が事業譲渡等を前提としたもので当該法人の資産が継続して他の法人の事業の用に供される見込みである時には、当該法人が使用収益されるものとして当該事業年度終了の時ににおいて譲渡される場合に通常付される価額による。

法人税基本通達 12-3-2 (前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額)

令 116 条の 3 第 1 号《会社更生等の場合の欠損金額の範囲》、令 117 条の 2 第 1 号《民事再生等の場合の欠損金額の範囲》及び令 118 条《解散の場合の欠損金額の範囲》に規定する「前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額（同項に規定する個別欠

損金額を含む。)の合計額」とは、当該事業年度の確定申告書に添付する法人税申告書別表5(1)の[利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書]に期首現在利益積立金額の合計額として記載されるべき金額で、当該金額が負(マイナス)である場合の当該金額による。

法人税法57条(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越)

2 前項の内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該内国法人との間に完全支配関係(当該内国法人による完全支配関係又は第2条第12号の7の6(定義)に規定する相互の関係に限る。)がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の内国法人(以下この項において、「被合併法人等」という。)の当該適格合併の日前9年以内に開始し、又は、当該残余財産の確定の日の翌日前9年以内に開始した各事業年度(以下この項及び次項において「前9年内事業年度」という。)において生じた欠損金額(当該被合併法人等が当該欠損金額(この項又は第6項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、第4項、第5項又は第9項の規定によりないものとされたものを除く。次項及び第8項において同じ。)の生じた前9年内事業年度について青色申告書である確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該欠損金額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の前9年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第80条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となったものを除く。以下この項において「未処理欠損金額という。」があるときは、当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産確定の日の翌日の属する事業年度(以下この項において「合併等事業年度」という。)以後の各事業年度における前項の規定の適用については、当該前7年内事業年度において生じた未処理欠損金額(当該他の内国法人に株主等が2以上ある場合には、当該未処理欠損金額を当該他の内国法人の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額で除し、これに当該内国法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数または金額を乗じて計算した金額)は、それぞれ当該未処理欠損金額の生じた前9年内事業年度開始の日の属する当該内国法人の各事業年度(当該内国法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前9年内事業年度において生じた未処理欠損金額にあっては、当該合併等事業年度の前事業年度)において生じた欠損金額とみなす。

法人税法 削除分

- 第 2 条 (定義) の内
 - 35 清算事業年度予納申告書
 - 36 残余財産分配等予納申告書
 - 37 清算確定申告書
 - 42 清算中の予納額
- 第 6 条 (内国普通法人等の清算中の所得の非課税)
- 第 92 条 (解散の場合の清算所得に対する法人税の課税標準)
- 第 93 条 (解散による清算所得の金額の計算)
- 第 94 条 (法人税額等の残余財産価額への算入)
- 第 95 条 (寄附金の残余財産価額への算入)
- 第 96 条 (所得税額の残余財産価額への算入)
- 第 97 条 (既に削除)
- 第 98 条 (解散による清算所得の金額の計算の細目)
- 第 99 条 (解散の場合の清算所得に対する法人税の税率)
- 第 100 条 (解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除)
- 第 101 条 (既に削除)
- 第 102 条 (清算中の所得に係る予納申告)
- 第 103 条 (残余財産の一分配に係る予納申告)
- 第 104 条 (清算確定申告)
- 第 105 条 (清算中の所得に係る予納申告による納付)
- 第 106 条 (残余財産の一分配に係る予納申告による納付)
- 第 107 条 (清算確定申告による納付)
- 第 108 条 (清算中の予納額)
- 第 109 条 (清算中の所得税額の還付)
- 第 110 条 (清算中の予納額の還付)
- 第 111 条 ~117 条 (既に削除)
- 第 118 条 (継続等の場合の清算所得の金額の特例)
- 第 119 条 (継続等の場合の法人税額の特例)
- 第 120 条 (継続等の場合の所得税額等の還付)